

# 羽島市立正木小学校運営協議会会則

## (趣旨)

第1条 この会則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定及び羽島市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則(羽島市教育委員会規則第16号)に基づき、羽島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が学校運営協議会を設置する学校として指定した羽島市立正木小学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 協議会は、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の羽島市立正木小学校の運営への参画及び連携の強化を推進することにより、学校、保護者及び地域住民が相互に信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

## (協議会の承認事項等)

第3条 校長は、法第47条の5第3項の規定により、毎年度、次の各号に掲げる事項について学校運営方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

(1) 教育目標及び経営方針に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) 学校行事の計画に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

2 校長は、協議会によって承認された学校経営方針に従って、その権限と責任において学校運営を行わなければならない。

3 協議会は、学校の運営に関する次の各号に掲げる活動を行う。

(1) 学校の運営についての地域住民等の理解、協力、参画等を促進する活動

(2) 協議会の活動状況に関する情報の積極的な発信及び地域住民等の意見要望等の把握とその反映

(3) 学校の自己評価の結果及び今後の改善方策等についての学校関係者評価の実施

(4) その他第2条の目的を達成するために必要な活動

(運営等に関する意見の申出)

第4条 協議会は、法第47条の5第4項の規定により、設置校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

(組織、活動等の説明及び公表)

第5条 協議会は、その組織、活動等について、保護者及び地域住民に対して説明及び公表を行うことに努めなければならない。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、必要と認めるときは、部会等の必要な組織を置くことができる。

2 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委員の構成等)

第7条 協議会は、規則に基づき、羽島市教育委員会が任命した委員で組織する。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者から構成する。

- (1) 地域住民…自治会長、コミュニティセンター館長、主任児童委員等
- (2) 保護者……PTA会長等
- (3) 設置校の教職員…校長、教頭
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者…中学校長、幼・保育園長等

3 委員の定数は、20人以下とし、校長と協議して教育委員会が定める。

4 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命するものとする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、任命の日が属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任することができる。

3 前条第4項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項の規定にかかわらず、指定の期間が満了したとき、又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) その他、協議会及び学校の運営に支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長及び副会長は、校長が推薦し、協議会が選任する。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第11条 協議会の会長は、設置校の校長と協議の上、会を招集し、会長が議事をつかさどる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数以上の出席をもって開催する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関しては議決権を有しない。
- 5 会長は、必要がある認めるときは、校長と協議の上、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、羽島市情報公開条例（平成10年羽島市条例第29号）第9条各号に規定する不開示情報に該当するおそれがあると協議会が認める事項を取り扱うときは、公開しないものとする。

- 2 協議会を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第13条 協議会は、必要に応じて教育委員会に指導及び助言を求めることができる。

2 協議会は、適切な合意形成を行えるよう、教育委員会及び校長に必要な情報提供を求めることができる。

(指定の取消し)

第14条 校長は、前条第2項の規定により情報提供に努めたにもかかわらず、第3条第1項に規定する学校運営の基本的な方針について協議会の承認を得られないとき又は学校の運営に著しい支障が生じ、若しくは生じるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して指定の取消しを求めることができる。

(委員の解任)

第15条 校長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 第9条第2項に規定する義務に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、羽島市立正木小学校において行う。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(改正)

- ・会長または校長は、必要と認められるときには、運営協議委員を招集し、運営協議会、またはその部会を臨時に開催し、協議等を行うことができる。
- ・本会則の改正は、運営協議会出席委員の過半数の賛成を必要とする。

附 則

- 1 この会則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 規約並びに細則の一部を改定する。

令和3年5月13日

令和6年度 学校経営の全体構想

**【羽島市学校教育の方針と重点】**  
 「志をもって心豊かに学び合い、私自身のために、そして、みんなのために行動できる。」  
**【方針】**  
 ◇学校の教育目標の具現に徹する学校経営をする。  
 ◇全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現する。  
 ◇いじめや問題行動の未然防止・早期発見に努め、早期対応を徹底する。  
 ◇不登校の予兆への早期対応や学校復帰・社会的自立に向けた支援や働きかけを充実する。

**【学校課題】**  
 ○認知能力(学力)  
 ・タブレットを活用する技能はあるが、学ぶ意欲が低い。  
 ○非認知能力(情意)  
 ・学級で一つのめあてに向かって取り組むが、協調性が弱い。  
 ・任された役割に、誠意をもって取り組むが最後までやりきることが弱い。  
 ・約束や決まり事の大切さを理解しているが、進んできまりを守ろうとする意識が弱い。  
 ○保護者、地域  
 ・学校を応援してくれる一方で、学校任せな所もある。

**【地域の特徴】**  
 ・校区の人口の偏在、自治会役員のなり手不足  
 ・自治会未加入、子ども会未加入の増加  
 ・お祭りを中心とした地域行事の盛り上がり  
 ・見守りサポーターによる登下校の安全確保  
**【児童の状況】**  
 ・児童数:711名、26学級の大規模校  
 ・通常学級22学級、特別支援学級4学級  
 ・明るく元気な児童が多いが、欠席は約6%  
 ・不登校や生徒指導上の支援が必要な児童が多い。

【学校の教育目標】

**夢やめあてに向かって 仲間とともに 進み続ける子**

夢やめあてに向かって

・夢＝なりたい自分、目指す職業(長期)、めあて＝今日頑張ること、明日頑張ること(短期)をはっきりもつ。その実現に向けて今、努力する。

仲間とともに 進み続ける

・仲間の思いを感じ取る。仲間と心を通わせる。仲間と協働する。仲間と助け合う。仲間と高め合う。仲間とともに、目標を達成する。

■学校運営協議会のめざす児童像『羽島校区への愛着と誇りをもち、よりよい地域づくりをめざして歩み続ける子』

＜学校運営協議会＞

- 地域防災活動 ・正木防災会との連携、協力による命を守る訓練、防災講座
- 地域活動 ・正木コミセンとの連携、協力(あじさいの絵、夏祭り、運動会、夢祭りなど) あいさつ運動
- ふるさと学習活動 ・地域講師との連携・協力→総合的な学習の時間(新規:農業体験)、クラブ活動を活用

3つくり委員会で全校共通の指導をします

学びづくり委員会

**「学びづくり」の推進**  
 ・学びたいと思う授業づくり、自己選択、自己決定  
 ・学習習慣作り…時間、もの、人、規則正しく  
 ・聞く力…相手が伝えたいことを聞き取る  
 ・コミュニケーション能力…思いを伝える、聞き取る

心づくり委員会

**「心づくり」の推進**  
**【重点】**思いやりの心の育成、規範意識の育成  
**【場】**学級会・児童会・委員会・全校・たてわり・道徳の時間・人権教育・いじめをしない取組・夢やめあての取組

体づくり委員会

**「体づくり」の推進**  
**【心の健康】**アンケート、面談、【体の健康】歯科の取り組み、【感染症対策】(インフル、コロナ等)【体づくり】【生活習慣づくり】【防災】

3本の矢

学びづくり

仲間づくり

体づくり

合言葉

やってみる, できる【前期】

本物にする【後期】

正木小4つのじまん

さきがけ挨拶

まさき掃除

美しい環境【靴・スリッパ・教室】

ボランティア

こんな学校・教職員であるように努めます

学校評価をもとに学校運営を改善します

◎子どもたちが楽しい、明日も来たいと思える安心・安全で、地域と共に歩む信頼される学校づくりを目指して、次の6点を大切にします。

- ①関係諸機関と連携した危機管理や危機への対応 PTA、学校運営協議会、市教育支援センター、正木交番等  
 ・未然防止や報連相、組織での対応、児童の納得・保護者の理解を大切にした対応、見届け。
- ②学ぶ意欲を高める授業、基礎学力授業等、新しい授業づくりのため、教員の授業力の向上に努めます。
- ③児童に付けたい非認知能力(思いやりの心、協調性、コミュニケーション能力)を育成します。
- ④正木小PTAとともに、教職員と保護者が同じ方向を向いて児童を育成します。
- ⑤児童に、自己肯定感をもたせるため、児童のよい姿やよい行いを心からほめることを大切にします。
- ⑥児童に、笑顔で元気に向き合うために、働き方改革を推進します。

# 羽島中学校区 小中一貫教育推進 構想図

羽島中学校、足近小学校、小熊小学校、正木小学校

## 羽島市 小中一貫教育のグランドデザイン

義務教育 9年間を見通した系統的かつ継続的な学習指導・生徒指導の充実・推進を図り、校区の特色を生かした一貫教育を進めます。

### めざす児童生徒像（コミュニティ・スクールを通じて）

#### 羽島中学校

地域の中で、  
願いをもって  
心豊かに快活に  
活動する生徒

#### 足近小学校

「あじか大好き」  
地域とふれあい  
地域と学び  
地域に愛着と誇りの  
もてる子の育成

#### 小熊小学校

主体的に  
地域から学び、  
誇らしく思う子

#### 正木小学校

夢やめあてをもって  
地域に貢献する子

#### 共通の児童生徒像

羽島中校区への愛着と誇りをもち、よりよい地域づくりをめざして  
歩み続ける子

## 基本方針

- ◇ 校区でめざす子ども像の明確化と共通理解
- ◇ 9年間を一貫する教育課程の工夫
- ◇ 学校間や地域との連携・協働のための体制・組織の構築

## 具現のための重点的取組

### 確かな学力の育成

- ◆ 9年間を見通して児童生徒に力を付ける
- 授業改善の視点に基づく小中授業改善の推進
  - ・ 学力調査等の合同分析を踏まえた授業改善
  - ・ 学習習慣を確立する指導の充実
  - ・ 話し方・聞き方の指導の充実
- ICT活用のめざす姿の明確化と効果的な活用の交流

### 児童生徒支援

- ◆ きめ細やかな情報交換による児童生徒の共通理解の推進
- 児童生徒の情報交流
  - ・ 羽島中学校紹介ビデオの作成と活用
  - ・ 年度末の小中連絡会
  - ・ 個別支援シート等による引継
  - ・ 教育相談担当、養護教諭との情報交流
- 生徒指導主事会での情報交流
- 生徒指導共通項目の設定と取組
  - ・ 挨拶と掃除
- 特別支援教育における一貫した支援
  - ・ 個別教育支援計画の確実な引継
- いじめ・不登校対策合同会議の実施
- 教育相談体制の強化（SCとの連携）

### 豊かな心・安心安全

- ◆ 豊かな心の醸成、安心安全の取組
- 児童生徒の危機回避能力の育成と命を守る取組
  - ・ めざす姿の明確化
  - ・ 羽島校区の危険箇所の明確化
  - ・ 羽島中校区防災の日の活動
  - ・ 命を守る訓練での防災士の活用
  - ・ 防災一ロメモの放送
- 絆会議の継続した取組
  - ・ 児童生徒と地域の方が各校の取組を交流すると共に、羽島校区のよさと課題を話し合い、よりよい地域づくりめざして取り組むことの明確化と、各校や地域に広げていく取組。

令和6年度「コミュニティ・スクール推進事業」計画書

～学校、保護者及び地域住民が相互に信頼を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成を推進する～

運営協議会名 (羽島市立正木小学校運営協議会)

会長 虫賀 常夫

○ 学校運営協議会を核とした学校経営方針

|   |
|---|
| <p>(1) めざす学校像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「明日もまた来たい」と思える学校</li> <li>・「知・徳・体」を確かに育む学校</li> <li>・学校の教育目標の具現に徹する学校</li> </ul> <p>(2) 地域と共に歩む学校づくり ～地域の誇りとなる学校をめざして～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の教育力の活用</li> <li>・地域とともにある学校づくり</li> <li>・地域との連携、協力</li> </ul> |
|---|

○ 学校運営協議会推進組織と役割

|               |   |
|---------------|---|
| ①「ふるさと学習活動」部会 | 地域講師支援コーディネーターによる講師の選定や内容助言               |
| ②「地域活動」部会     | 正木町4大行事における協働、コミュニティセンター、正木青少年育成部会との連携・協力 |
| ③「地域安全防災活動」部会 | 防災活動、正木防災会との連携、子ども見守り活動                   |
| ④「学校支援活動」部会   | クラブ活動、学び水泳、環境整備、読み聞かせボランティア               |

○ 内容及び経費の計画について

| 事業名                                   | 事業の概要および教育効果   | 経費  |
|---------------------------------------|--|---|
| <p>①「ふるさと学習活動」</p> <p>○「正木ふるさと学習」</p> | <p>&lt;正木ふしぎ発見(3年)&gt;<br/>150年の歴史をもつ正木小学校や正木町について調べ、そのよさや歴史に気付き、学校や地域に愛着をもつことができる。また、地域講師の方から様々なことを学ぶことで、地域の人々と接することの楽しさがわかり、進んで関わるができるようになる。</p> <p>&lt;福祉 ー共に生きるー (4年) &gt;<br/>学校や地域での福祉体験や福祉に関わる調査活動をするなかで、福祉の大切さを学び、共に生きるために学校や地域で自分のできることを考え、実践する。</p> <p>&lt;田植え・稲刈り (5年) &gt;<br/>お米づくりを通して、米づくりにかかわる方の苦労や食生活等について考え、地域や日本の産業について理解を深める。</p> <p>&lt;生き方教室 ー自分の生き方を探ろうー (6年) &gt;<br/>様々な職業の方に話を聞く「生き方教室」を行い、自分の生き方について考え、夢やめあてをもち、よりよい生き方ができるようになる</p> <p>※生き方について学ぶための講師もできる限り正木や羽島に縁のある方から多く選び、身近な憧れの存在とする。</p> | <p>報償費<br/>33,000円</p> <p>消耗品費<br/>2,000円</p> |
| <p>○イタセンパラの飼育</p>                     | <p>天然記念物のイタセンパラについて調べ、イタセンパラを通して自分たちの住む地域を見直し、絶滅危惧種であるイタセンパラを守るために自分たちができることを見つけ、取り組むことができるようにする。(5年)</p> <p>・「イタセンパラを育てよう」飼育活動・飼育記録</p>   | <p>小計<br/>35,000円</p>                         |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「イタセンパラについて知ろう」調べ学習</li> <li>・「イタセンパラを守るにはどうしたらいいのだろう」環境保護</li> </ul>  |  |
| <p>②「地域活動」</p> <p>○「まさき夢まつり」への参加・協力</p> <p>○あいさつ運動</p>                                     | <p>地域の人々が集い、学校と融合する場としての「まさき夢まつり」に図画工作科の作品等を出品する。</p> <p>地域行事「まさき夢まつり」を紹介し、児童が地域の人とふれあいを深め、地域の一員としての自覚を高める。地域の方については、学校への関心を高め、児童を共に育てる風土や地域の教育力を育む。</p> <p>主任児童委員の会によるあいさつ運動を年3回行い、地域の一員としての自覚を高める。</p>                                 | <p>消耗品費<br/>5,000円</p> <p>小計<br/>5,000円</p>  |
| <p>③「地域防災活動」</p> <p>○防災活動</p> <p>○見守り活動</p>  | <p>命を守る訓練実施時、羽島中校区防災の日（10月28日）に、正木防災会の方々の指導を受け、自分の命を自分で守る意識、家族での防災会議や備えを子どもから提案するような意識を育てる。</p> <p>防災図書の充実を図る。</p> <p>地域の方や子ども110番の方々、保護者による登下校の見守り活動の推進をする。</p>   | <p>消耗品費<br/>30,000円</p> <p>小計<br/>30,000円</p>  |
| <p>④「学校支援活動」</p> <p>○地域講師によるクラブ活動</p> <p>○学び水泳（3年）</p> <p>○読み聞かせボランティア</p> <p>○学校運営協議会</p> | <p>4年生以上の児童を対象としたクラブ活動では、9のクラブで地域講師を指導者に迎え共に活動を行う。地域講師は、自らが得意とする知識・技能を生かし児童の指導・支援に当たる。</p> <p>3年生の泳力向上にあたり、地域から講師を派遣し授業で泳ぎ方の基礎を習得する。</p> <p>地域の方や保護者に読み聞かせボランティアを依頼し、低学年と特別支援学級の児童への読み聞かせをする。子どもに合わせた図書の選定をお願いする。</p> <p>資料の送付などを行う。</p> | <p>報償費<br/>20,000円</p> <p>会議費<br/>8,000円</p> <p>通信運搬費<br/>2,000円</p> <p>小計<br/>30,000円</p> |

合計 100,000 円



令和6年度 学校評価計画

|         |   |
|---------|---|
| 学校の教育目標 | 夢やめあてに向かって 仲間とともに 進み続ける子  |
| 学校経営の方針 | ☆子どもたちが、楽しい、明日も来たいと思える、安心安全で地域とともに歩む学校づくり<br>☆人間（命や人権）尊重の精神を大切にされた学校づくり |

【学校評価の視点】 <○は、本年度の重点>

【学校評価年間計画】

| 観点        | 番号    | 評価内容<br>《 》は全校4本の矢の取り組みに関わる項目    |
|-----------|-------|----------------------------------|
| 教育目標      | 1     | 夢やめあてに向かって仲間とともに進み続ける子           |
|           | 2     | 《まんぞく授業》<br>先生は、授業をわかりやすくすすめる    |
|           | ③     | 《まんぞく授業》<br>進んで発表をし、話を聞く         |
|           | 4     | 《ぱっちり学習》<br>家庭で進んで学習に取り組む        |
|           | 5     | 《まんぞく授業》<br>進んで読書をする             |
|           | ⑦     | 《あったか仲間》<br>進んで挨拶をする             |
|           | 8     | 《あったか仲間》<br>思いやりのある言葉かけや行動をする    |
|           | 9     | 《あったか仲間》<br>学校や地域などでボランティアに取り組む  |
|           | 健やかな体 | 10                               |
| ⑪         |       | 《はつらつ健康》<br>時間いっぱい黙々と掃除する        |
| 12        |       | 《はつらつ健康》<br>進んで運動・外遊びをし、体力づくりをする |
| 安全な学校     | ⑬     | 《安全安心》<br>いじめのない学校生活づくりに取り組む     |
|           | 14    | 《安全安心》<br>わが子や保護者の相談や質問に丁寧に対応する  |
|           | 15    | 《安全安心》<br>たよりやHP等で学校の様子をよく伝える    |
| 地域と共に歩む学校 | ⑯     | コミュニティ・スクールの取り組みを理解している          |

| 学期 | 学校の取組  | 地域・保護者・児童生徒   |
|----|--|---|
| 前期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校の具体的実践目標の設定(4月)</li> <li>学校評価計画の作成(4月)</li> <li>児童・教職員に目標と評価の周知</li> <li>ホームページで情報の公開</li> <li>アンケートの実施</li> <li>中間評価(自己評価・保護者評価)を受けた改善</li> <li>前期情報の公開</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校関係者評価委員会(4月学校運営協議会)</li> <li>○授業参観(4月)</li> <li>○PTA総会(4月)</li> <li>○保護者アンケートの実施(7月)</li> </ul>   |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>教職員による自己評価の実施(12月)</li> <li>学校評価を受けた討議・改善(1月)</li> <li>学校評価書の作成(1月)</li> <li>児童・教職員による毎月の評価・まとめの発表</li> <li>評価結果の公表<br/>学校だより<br/>ホームページ</li> <li>羽島市教育委員会への報告</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校関係者評価委員会(10月学校運営協議会)</li> <li>○フリー参観(10月)</li> <li>○中間評価による改善後の学校状況の説明</li> <li>○教育週間(11月)</li> <li>○外部アンケートの実施(12月)</li> <li>○授業参観(2月)</li> <li>○学校関係者評価委員会(2月学校運営協議会)</li> <li>○学校評価のまとめに基づく討議</li> </ul> |

# 正木小学校 いじめ防止 基本方針

令和4年4月1日改定

## はじめに

ここに定める「正木小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第1項3条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・一見「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを判断する。

### (2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめ防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」
- ・「どの子も被害者にも加害者にもなりうる」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

### (3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

## 2 いじめの未然防止のための取組

（自己有用感や自己肯定感を育む）

(1) いじめのない安心して過ごせる魅力ある学級・学校づくり（分かる・できる授業、規範意識・主体性・自治力等の育成）

- ・全ての児童が主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「できた、分かった」という達成感や自己肯定感が味わえるよう、教科指導を充実する。

- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが許されないことなどについて、学校教育全体を通じて具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられる心の成長を支える教育相談に努める。
- ・3カ月に一度、いじめを防止する週間を設け、一人一人がいじめや人権にかかわる問題に目を向ける学習や取り組みを行う。

## (2) 生命や人権を大切にす指導 (豊かな心の育成, 共生教育の重視)

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう、自然や生き物との触れ合い、異年齢集団での活動や幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にす心や他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「自己啓発力」「行動力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

## (3) 全ての教育活動を通した指導 (自己有用感や自己肯定感の育成)

- ・学校における教育活動全体において、以下の3点を留意した指導を充実する。
  - ① 児童一人一人について多面的理解に努め、児童の自己肯定感を育成する。
  - ② 共感的理解に基づく望ましい人間関係を育み、児童の自己有用感を育成する。
  - ③ 受容的態度で接し、自己の生き方について考えさせ、自己を生かす能力を養う。

## (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。

### 3 いじめの早期発見・早期対応

#### (1) 的確な情報収集, 校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止, 早期発見・早期対応ができるよう, 日常的な声かけ, チェックシートの活用, 定期的なアンケート(記名式・無記名式)の実施等, 多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに, 変化を多面的に分析して対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し, 「いじめ未然防止・対策委員会」(「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照)で調査結果を確認し, 対策を検討する。
- ・児童の些細なサインも見逃さないよう, 全教職員がきめ細かい情報交換を日常的に行う等, いじめの認知に関する意識を高くもつ。

## (2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に問題が起きていない時こそ、信頼関係が築けるように日常から児童理解を図るように努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、相談員等、関係職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るよう努める。

## (3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や年間の現職研修において「正木小いじめ防止基本方針」及び「正木小早期発見・事案対処マニュアル」を使用した職員研修を行い、一人一人の教職員が、未然防止及び早期発見・早期対応に適切に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・校内外において、いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学び、自校の対応マニュアルの見直し等も含めた教職員の研修を行う。
- ・「教育支援センター専門員だより」等を活用して、いじめ事案への対応やその後の再発防止に向けた研修をする。

## (4) 保護者との連携

- ・いじめが確認された後には、いじめた側や、いじめられた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめられた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒に取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

## (5) 関係機関との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から羽島市教育委員会や警察、子ども相談センターや羽島市役所健福祉部子ども支援課、民生児童委員、学校運営協議会等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題解決と未然防止を図るよう努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら事実確認を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

## 4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止，早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため，以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。また，重大事態が発生した場合には，羽島市いじめ防止専門委員会へ支援，調査，調整を要請し，解決を図るようにする。

学校職員：校長，教頭，教務主任，生徒指導主事（いじめ対応担当），保健主事，養護教諭，教育相談主任

（該当児童の学年主任，学級担任 等）中学校区の主幹教諭，スクールカウンセラー  
学校職員以外：羽島市少年センター（羽島市いじめ防止専門委員会の事務局担当者）

※ 羽島市いじめ防止専門委員会：弁護士，学識者，児童の福祉・心理・発達等の専門家 等  
いじめ・不登校等未然防止アドバイザー，暴力行為等防止支援員  
スクールソーシャルワーカー，医師，外部専門家の参画 等

## 5 いじめ問題発生時の対処

### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

#### 【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し，事実確認や情報収集，保護者との連携等，役割を明確にした組織的な動きをつくる。

#### 【基本的な対応順序】

- ① いじめの訴え，情報，兆候の察知をしたら，管理職へ報告し，いじめ対策委員会で対応方針を決定
- ② 事実関係の丁寧で確実な把握（複数で組織的に，保護者の協力を得ながら背景等も聞き取る）  
※いじめと認知した場合は，教育委員会へ「いじめ認知報告書」（第2号様式）を提出。
- ③ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じてカウンセラー等の要請）
- ④ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する。形式的な謝罪や強制された謝罪とならないよう，心からの謝罪となるようにする。）
- ⑤ 保護者への報告と指導への協力依頼（いじめられた側の児童・保護者への謝罪含む）
- ⑥ 関係機関との連携（教育委員会への経過報告，必要に応じて関係機関へ協力要請。）
- ⑦ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携協力）

※安易に「解消した」とせず，「いじめに係る行為が止んでいること」（少なくとも3ヶ月を目安とする）と「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」を本人及び保護者に丁寧に確認すると共に見守りや支援を継続する。

※解決した場合は，教育委員会へ「いじめ対応報告書」（第3号様式）を提出。必要な場合は，羽島市いじめ防止専門委員会からの助言や支援を依頼する。

### (2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき，いじめにより児童が相当な期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときについては，以下の対応を行う。

#### 【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。

- ・教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。また、羽島市いじめ防止専門委員会へ支援、調査、調整を要請する。
- ・調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切な援助を求める。

#### 【調査結果の提供・報告】

- ・教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等やその他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめがいつ、誰から、どのように行われたか。学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシーや個人情報の保護に配慮しながら適切に行う。

## 6 資料・個人情報等の取り扱い

地方公務員法：第34条

職員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録と同じ5年間とする。

## 7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠匿せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切におこなうため、学校評価において、「いじめのない学校づくりへの取組」「問題トラブルへの適切な対応・相談体制」の2点について、適正に学校の取組を評価する。

平成26年度 策定

平成30年2月28日 一部改定


平成31年2月18日 一部改定

令和2年4月1日 一部改定

令和3年4月1日 一部改定

いじめ未然防止プログラム及び、早期発見・早期対応にかかわる年間計画

| 月   | 取組内容  | 備考  |
|-----|---|---|
| 4月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>各学級の学級活動及びPTA総会で、児童・保護者へ「いじめ防止基本方針」の説明</li> <li>職員現職研修の実施</li> <li>「正木小いじめ防止基本方針」及び「正木小早期発見・事案対処マニュアル」の共通理解</li> <li>「正木小いじめ早期発見チェックリスト」の活用</li> <li>スマイル相談ポストの設置（児童への周知）</li> <li>学校運営協議会で「方針」説明及び行事参観</li> <li>第1回いじめ防止週間（学級目標づくりに合わせて、いじめについての話し合い・取組・振り返りの実施）</li> </ul> | <p>臨時いじめ未然防止対策委員会（緊急対応会議）<br/>（いじめにつながる事案及びいじめ事案発見時に即日開催）</p> |
|     | <p>・ショート現職研修（職員打合せで実施）<br/>（学級づくり，人間関係づくり等）</p> <p>・職員打合せ（要援助児童の交流）</p> <p>・学年会（要援助児童の交流）<br/>（学級づくり，人間関係づくり）</p>   |   |
| 5月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>hyperQ-Uテストの実施</li> <li>第1回スマイルアンケート（記名式）実施，集計及び分析</li> </ul>  |   |
| 6月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第2回スマイルアンケート（記名式）実施，集計及び分析</li> <li>教育相談の実施（教育相談週間）</li> </ul>   |   |
| 7月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回「保護者対象（学校評価）アンケート」の実施，集計及び対策等の見直し</li> <li>校内「いじめ未然防止対策委員会」の実施</li> <li>第2回いじめ防止週間（いじめに関わる学級・学年の課題についての話し合い・取組・振り返りの実施）</li> </ul>  | 第1回県いじめ調査   |
| 8月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修会<br/>（hyperQ-Uテストの分析・いじめの実態と対応）</li> </ul>  |   |
| 9月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>休み明けの児童の変容の情報交流</li> <li>第3回スマイルアンケート（記名式）実施，集計及び分析</li> </ul>   |   |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第4回スマイルアンケート（記名式）実施，集計及び分析</li> <li>教育相談の実施（教育相談週間）</li> </ul>   |   |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第5回スマイルアンケート（記名式）実施，集計及び分析</li> <li>「ひびきあいの日」に向けた取組</li> <li>学校運営協議会（児童の実態報告・授業参観）</li> <li>Q-Uテストの実施（全学年）</li> <li>第3回いじめ防止週間（いじめに関わる学級・学年の課題についての話し合い・取組・振り返りの実施）</li> </ul>   |   |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第6回スマイルアンケート（記名式）実施，集計及び分析</li> <li>校内「いじめ未然防止対策委員会」実施</li> <li>第2回「保護者対象（学校評価）アンケート」の実施，集計及び対策等の見直し</li> </ul>  | 第2回県いじめ調査   |
| 1月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>休み明けの児童の変容の情報交流</li> <li>第7回スマイルアンケート（記名式）実施，集計及び分析</li> <li>職員研修会（Q-Uテストの分析・いじめの実態と対応）</li> <li>教育相談の実施（教育相談週間）</li> </ul>  |   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第8回スマイルアンケート（記名式）実施，集計及び分析</li> <li>・学校運営協議会（児童の実態報告・行事参観）</li> <li>・第4回いじめ防止週間（いじめに関わる学級・学年の課題についての話し合い・取組・振り返りの実施）</li> </ul> |  |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9回スマイルアンケート（記名式）実施，集計及び分析</li> <li>・校内「いじめ未然防止対策委員会」実施</li> </ul>  |  <p data-bbox="1197 331 1417 416">第3回県いじめ調査</p> |